区立住宅使用料の減免制度について

１　区立住宅の使用料算定のしくみ

区立住宅の使用料は、毎年度、使用者からの収入の報告に基づき、入居者（使用者及び同居している方）の収入（応能部分）及び住宅の立地条件、規模、経過年数、利便性等に応じて（応益部分）、かつ、近傍同種の住宅の家賃（相場）以下で定めています。

※ 収入超過者、高額所得者、使用料が定額である方等を除きます。

２　区立住宅使用料の減免制度

区立住宅の使用料の減免制度は、災害、疾病等により著しく支出が増加し、又は失職等により収入が減少するなどの事情で支払いが困難となり、支払能力の回復が容易に見込まれないときや、収入認定により収入がないと認定された方で一定の要件を満たす場合に、**申請に基づいて当該使用料の減額等を行うものです。**

なお、区では、区の定める家賃基準表の一定階層以下のときは、申請により当該階層に応じた使用料を認定する独自の家賃減額を適用しています。

使用料の減免制度には、下記のとおり**通常減免**と**特別減免**があります。

３　減免制度の種類

（１）通常減免

Ａ　失職又は退職等の場合　～　仕事をやめるなどの理由で収入が著しく減少した方

①**【減免要件】**　次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア　**失職又は退職等**の事情による著しい収入の減少により、収入が区の定める基準使用料表の**階層を超えて減少したため、**原則として**３か月以上**使用料の納付が困難となること。

イ　その期間の支払い能力が回復する見込みがないこと。

②**【減免期間】**　生活状況の変化を考慮し、減免申請の属する月の翌月から１月単位で定めます。

③**【減免額】**　減免前の使用料と、収入を再認定して算出した使用料との**差額を減額**します。

Ｂ　長期の療養等の場合　～　病気や負傷等により長期の治療を要するため支出が著しく増加した方

①**【減免要件】**　次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア　入居者が、原則として**３か月以上**の**長期の療養**を要する傷病により、その療養に要する費用及び入院に要する費用を支出したため、その支出した費用を控除した後の**収入**が、区が定める基準使用料表の**階層を超えて減少**し、使用料の納付が困難となること。

イ　その期間の支払い能力が回復する見込みがないこと。

②**【減免期間】**　減免申請の属する月の翌月から支払能力の回復見込月までを限度とします。

③**【減免額】**　減免前の使用料と、収入を再認定して算出した使用料との**差額を減額**します。

● その他地震、火災その他の**災害**により被害を受けた場合や入居者の故意や過失によらない**住宅等の損傷**の場合も、減免の要件となります。

● 特定住宅に入居していて、使用料が定額（限度額）である方は、一律３万円の減額になります。期間は最大３か月で、同年度で１回に限り再度申請することができます。

（２）　特別減免

★ 区営住宅・事業住宅に入居している方が対象です。

収入報告で収入がないと認定された方、通常減免が適用される方（失職や長期療養など）で、下記にあてはまる方

Ａ　区長が別に定める額（世帯経費算出額※）以下等の場合 ～ 生活保護基準を参考に算出した額以下の方

①【減免要件】　次のア～ウのすべてを満たすこと。

ア　収入認定月額が「０円」であること。

イ　**年間総収入（非課税収入を含む）**が、区長が別に定める額（**世帯経費算出額**）以下であること。

ウ　次の表のいずれかの世帯に当てはまること。

配偶者のいない世帯	次の(ｱ)又は(ｲ)を扶養している世帯 (ｱ) 子供が１人の場合は就学前の幼児であること。 (ｲ) 子供が２人以上の場合はそのうち２人以上が高校生以下の未成年であること。
高齢者世帯	主たる生計の維持者（世帯主）が、６５歳以上の者である世帯
難病患者等のいる世帯	「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則」で定める難病等の患者がいる世帯等（※１）
公害病認定患者等のいる世帯	(ｱ) 公害医療手帳の交付を受けている方がいる世帯 (ｲ) 大気汚染に係る健康障害に対する医療費の助成に関する条例で定める疾病にかかっている方がいる世帯
心身障害者等のいる世帯	(ｱ) 身体障害者手帳１・２級の方がいる世帯 (ｲ) 愛の手帳１度～３度の方がいる世帯 (ｳ) 精神障害者保健福祉手帳１・２級の方がいる世帯

・ 世帯経費算出額は、食費や被服費、光熱費・通信費、住宅費実費、その他加算分等を合算して算定します。詳しくは裏面をご覧ください。

・ 年間総収入については、給与収入は年間総収入（給与所得控除前）、年金収入は遺族年金、障害年金等の非課税年金も含めた年間総支給額、その他の収入は必要経費を控除した年間所得です。

※1「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に伴い、使用料の減免の適用範囲が拡大されました。

②【減免期間】　減免申請の日の属する月の翌月から当該年度の３月 31 日までの間です。
ただし、上記３(1)の通常減免のＡ（失職・退職等）又はＢ（長期療養等）の事情等により収入がない場合は、当該事由に応ずる期間です。

③【減免額】　使用料を**５０%減額**します。

Ｂ　区長が別に定める額（世帯経費算出額）以下等の場合の特例

①【減免要件】　前記**(2) Ａ**の要件に該当するほか、さらに年間総収入が次に当てはまる場合。

世帯員１人	４４０，０００円以下
２人	６６０，０００円以下
３人	８８０，０００円以下
４人	９９０，０００円以下
５人	１，１００，０００円以下

②【減免期間】　減免申請の日の属する月の翌月から当該年度の３月 31 日までの間です。

③【減免額】　使用料を**免除**します。

【問合せ先】 新宿区住宅課区立住宅管理センター　☎03(5273)3787(直通)

使用料の減免申請に必要な書類

１ 共通の提出書類等

１	区立住宅使用料減免・免除申請書
２※	住民票の写し（続柄の記載のある世帯全員の住民票）
３※	住民税課税証明書（非課税証明書）

※ 住民票の写し及び住民税課税（非課税）証明書については、個人情報の利用に未同意の方のみご提出ください。

２ 減免事由別の提出書類

減免事由		必要書類	備考
（１）Ａ	失職・退職等の場合	＜退職した方＞ 雇用保険受給資格者証、・雇用保険被保険者離職票、・退職証明書（会社の代表者印等が押印されているもの）等 ＜事業を廃止した方＞ 廃業届の写し等	減免事由がなくなった場合は給与支払報告書・源泉徴収票の写し、開業届の写し、確定申告書の写し、収支明細書の写し等の書類が必要です。
（１）Ｂ	長期療養等の場合	医療費の領収書の写し	申請月の前月からさかのぼって３か月以上の分です。
（２）Ａ・Ｂ	世帯経費算出額以下の場合で、下記のいずれかに該当するとき	給与支払報告書・源泉徴収票の写し、年金振込通知書、年金裁定通知書・支給額変更通知書等の写し、確定申告書の写し、収支明細書の写しなど収入を証する書類	直近の収入を証する書類です。
	①高齢者世帯	収入に関する報告書により判定します。	生年月日で判定します。
	②難病患者等世帯	東京都難病患者等に係る医療費の助成による医療券、児童福祉法に基づく小児慢性疾患に係る医療費の助成による医療券等	名義人または同居者が交付を受けている世帯です。
	③公害病認定患者等世帯	公害医療手帳、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成による医療券	同上
	④心身障害者等世帯	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者福祉手帳の写し	氏名、障害の種類、等級が確認できること。

世 帯 経 費 算 出 表

住宅名	号室	氏名		世帯人数	人

①基礎となる経費（年齢と人数で計算）			
０～２歳	人	×34,000円	円
３～５歳	人	×29,000円	円
６～11歳	人	×41,000円	円
12～14歳	人	×51,000円	円
15～19歳	人	×50,000円	円
20～59歳	人	×58,000円	円
60歳以上	人	×40,000円	円
①の計			円

②世帯の経費（光熱水費等）	
１人世帯	46,000円
２人世帯	51,000円
３人世帯	56,000円
４人世帯	61,000円
５人世帯	62,000円
６人世帯	63,000円
以下１人増加するごとに 1,000円加算	
②の金額	円

③勤労者世帯の経費（勤労加算）		
給与所得・事業所得がある人		
人	×25,000円	円

④～⑥の経費に１人で複数該当する場合は、加算額の最も高い経費を選択

④高齢者世帯の経費（老齢加算）		
70歳以上の人がいる場合		
人	×19,000円	円

⑤障害者世帯の経費（障害者加算）			
障害１・２級程度	人	×28,000円	円
障害３級	人	×19,000円	円
愛の手帳１～２度	人	×15,000円	円
⑤の計			円

⑥母子（父子）世帯の経費	
母子・父子家庭で20歳未満の未就労の子がいる場合	
児童・生徒　１人	24,000円
児童・生徒　２人	26,000円
児童・生徒　３人	28,000円
以下１人増加するごとに 2,000円加算	
⑥の金額　（　　人）	円

⑦在宅患者世帯の経費（在宅患者・放射線加算）			
在宅患者の場合（難病患者等）	人	×14,000円	円
放射線障害者の場合	人	×44,000円	円
⑦の計			円

⑧住宅にかかる経費（家賃加算）			
住宅の使用料	円	× 0.5	円

世帯経費算出額（B）	①～⑧の合計×12	円

世帯の年間総収入（A）		円
50%減額　判定	適	否
全額免除　判定	適	否

※（B）より（A）の方が少ない場合に減額対象

事由		
	ア	母子・父子
	イ	高齢者
	ウ	難病患者等
	エ	公害病患者等
	オ	障害者